なぜ新現先は形骸化しているのか

局 将隆

1 なぜ新現先市場が創設されたか

名「日本版レポ」と言われたのである。「日本版レポ」は、今日では、「債券レポ」、或いは「現担レポ」、「貸借レ ポ」とも言われている。 成八年四月、 課税も高コストに転化する。そこで、 有価証券取引税は流通税であるから税の累増を排除しない。従って、短期の債券売買であるレポ取引では低率の るため、売買形式のレポ市場を創設する事が出来なかったからである。 国際標準のレポ市場、 現金を担保とする債券貸借市場が創設されたのであった。従って、現金担保付債券貸借取引は、 すなわち、売買形式によるレポ市場の創設は長年の課題であった。 有価証券取引税を回避し、 かつ、 有価証券取引税の税率は低率であったが、 レポ取引の機能を果たす市場として、 有価証券取引税があ 平 別

ポ取引は万国共通の用語で説明する事が困難な仕組みとなっているのである。更に、日本版レポのレポレートは 担保は債券である。ところが、日本版レポでは、現金が担保である。担保が逆転しているにもかかわらず、 取引用語が使われている。 通用しない構造になっていた。 ところで、 日本版レポ取引では、 有価証券取引税を回避するため創設された「日本版レポ」は、非常に複雑な仕組みで、 国際標準のレポ取引では、 図表1でみるように、まず、担保が逆転している事である。 レポとは現金を担保にして債券を調達することを意味する。従って、 レポとは債券を担保にして資金を調達する事を意味する。 国際標準のレポでは、 日本にしか 日本のレ

再編 設され、 廃され 式 円 市 のである。 ボ ポ ポ 従って、 は 取引と利含み現先取 条項やリ 一本立てになっている点である。 場 ポ 日 0 . の 1 デ レ 品貸料と現金担 有 成 国 慣行に配 市 価 レ ダ 1 た。 場が、 したものである。 た。 ポ |際化を推 0 証 条項 [´]スク 品貸料が付利金利を上 券 市 ラ となる。 0 そして、 ĺ 図 敢 場 玉 レ 平成]際標準 慮したものである。 が J 表1でみるように、 引 薊 にとって非常に ポ ント 追 税 設が待望されて 進するため、 、取引を拡大する事 ば このため、 加 保 三年 がされ 長年 引 口 0 0 平成 の二つを設けた 1 レ 付 ポ 新 た点であ ル 加 Ó 刹 い課題で 現先 条項、 市 月 金 国 難解 場 日 莉 |際標準である売買形 新 創 年三月末、 e V |本版 回 0 で 特徴 現先市 る。 [れば、 サ 新 あ 設 たのであ であ 日 構成され が 現先 |本版 Ť が ĺ 現先では期 0 困 えテ ポ 0 新 は た売買形式 可 ŋ 難 場とし · は外国 現先に ĺ 能に は マイナス V であ ポ クロ 1 IH 7 チ な 従 括 現 13 (V 清算 13 現 ユ 先 て創 中 来 ス 0 1 0 る。 ケ 0 先 0 た 撤 レ 1

図表1 新現先と債券レポ・旧現先

	新現先取引		現金担保付債券貸借取引	旧現先取引
	現先取引	利含み現先取引	(債券レポ)	旧块兀蚁汀
法的位置付け	売買(買戻し	条件付契約)	貸借	売買 (買戻し条件付契約)
取引の性格	資金取引 (債券担保金融)		債券取引 (債券貸借)	資金取引(債券担保金融)*
	金銭の消費貸借		債券の消費貸借	金銭の消費貸借
担保	国債が中心		現金	短期国債・政府短期証券が中心**
担保の処分	可能		可能	不透明
一括清算条項	あり(基本契約書の1本立て)		あり(個別契約書と基本契約書の2本立て)	なし
リスク・コントロール条項				
(1) ヘア・カット	可		可	なし
(2) マージン・コール	可(取引相手毎)		可 (個別取引毎)	なし
(3) リプライシング	可		なし	なし
サブスティチューション	あり		なし	なし
会計処理	金融取引		金融取引	売買取引 (金融取引も可)
約定レート	現先レート(資金の運用=調達レート)		レポレート=担保金金利-貸借料率	現先レート(資金の運用=調達レート)
簿価の変動	なし		なし	あり (売買処理の場合)
オープンエンド取引	なし	可	可	なし
期中クーポンの帰属	債券の買い手	債券の売り手	債券の貸し手	債券の買い手
取引期間	無制限		1年以内	1年以内(3ヶ月が中心)

(出所) 証券業協会資料等により作成

⁽注) *証券会社の買い現先は平成7年まで行政指導により禁止

^{**}昭和60年以降、有価証券取引税が課税される債券の現先売買は消滅。

に配慮して、 ポンは債券の売り手に帰属していた。 期中クーポ ンの帰属は選択制としたのである。 国際標準のレポ取引では債券の買い手に帰属するが、旧現先の市場慣行

現先の一本になったのである。 と各方面から期待されていたのであった。 年の猶予期間の後、 平成一 国際標準の 四年四月、 レポ市場が創設される事によって、新現先市場は急速に拡大するもの、 旧現先は新現先に強制移行した。旧現先取引は消滅し、 現先取引は新

2 形骸化している新現先

場の中で新現先が占める位置、そして、 現実の展開は異なるものであった。以下では、 新現先の契約内容をみていくことにしよう。 短期金融市場の中で占めるレポ市場の位置、 レ ポポ市

現時点では一○○兆円を超えている。 緩和政策の採用後の平成一三年三月以降、 国債をレポ市場で調達しているからである。国債を保有している機関投資家は、債券を有利に運用するため特定 加と密接に関連している。 ると、平成一三年六月には五九兆円にまで減少したが(平成一三年三月は八三兆円)、その後は増加基調にあり、 1 レ ル 市 市場は超低金利政策下にあっても、 ところが、 場残高は平成一三年三月時点の水準にまで回復していない。 レポ市場残高は、この間、 債券ディー ラーは国債流通に必要な資金をレポ市場から調達し、 超低金利政策下にあってもレポ市場残高が増加したのは、 一貫して増加している点に大きな特徴がある。 激減した。量的金融緩和政策が撤廃され政策金利が引上げられても、 多少の変動はあるが、 一貫して増加基調にある。 譲渡性預金も、 今なお、 コール市場は量的金融 また、受渡に必要な 貫して減少基調 国 残高の推移をみ |債売買高の増

銘柄の国債を債券ディーラーに提供し(SC取引)、調達した資金をレポ市場で運用しているからである(GC

取引;

と ぎない。 日 そのうち債券レポが七○兆円、現先は三二兆円である。現先は日本のレポ市場の中で三割を占めているにす 本の 債券レポ市場が大きな比重を占めている。平成一九年五月時点の残高をみると、 レポ 市場は債券レポ 現先残高の推移をみても、 (現金担保付債券貸借取引) 市場創設時に期待されたほどの急成長を遂げていない。 と現先で構成されている。 この二つの市場を比較する レポの残高合計は一〇二兆

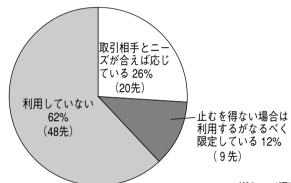
かになったのである。 融市場機能向上に向けた意見募集の結果」によって、新現先取引が形骸化している、 だが、 問題はこれだけではない。二〇〇七年六月に公表された日本銀行の「金融市場レポート という驚くべき事実が明ら (追録) 短

は、 滅している。旧現先は、 は旧現先という表現が使用されているが、解かり易いように使用されているだけであって、 マー という点である。契約数の累計値でみると、現担レポ(債券レポ)が六九%、残りの三一%が現先であるが、問 ちの四八先、 された新現先の利用状況である。まず、新現先の利用をみると、回答のあったレポ取引を行っている七七先のう 題は現先の契約内容である。 図表2は、 止むを得ない場合は利用するが、なるべく限定している。重要な点は、どのような取引契約を結んでいるか、 ジンコ 全体の六二%は新現先を利用していない。レポ取引を行っていても、六二%は債券レポだけである。 jレ 日本銀行のレポオペ先と主要な市場参加者である生命保険会社や投資信託委託会社等を対象に実施 (二)0先) あり ・銘柄差替えなしが七%、 は、 前掲図表1でみたように、マージンコールや担保差替えは無かったので、この表現が用 図表でみるように、マージンコールなし・銘柄差替えなしがレポ取引合計の一八%、 取引相手とニーズが合えば新現先取引に応じる、としている。残りの一二% マージンコールあり・銘柄差替えありは七%に過ぎない。 厳密には旧 現先は消 (九先 図表で

設 全体の 事 事 時 引 な あ な 0 なった事は V) ことである。 実上、 ず実とい るのである。 Ź ιV 七 は 柄差替えの 特徴である 図表2で明ら ß 0 これ 1 % n 背景を考え 新 ているだけ 新現先市場 ということで レ \Box 現 わ 新 形骸化して は驚くべ ポ ねば 先取引は 現 %にすぎ 取 ル 先 引全体 あ 条項 ij 新現先 になら 元 取引 Ź Ż か ŧ 創 取 Ó

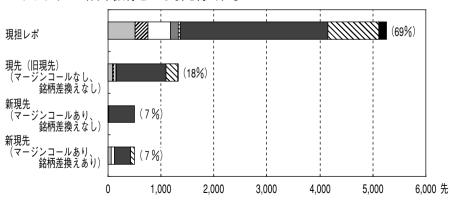
図表 2 新現先の利用状況

問. 現在、新現先取引を利用していますか。



(注)レポ取引を行っている77先。

問. 本年3月末現在、現担レポ、現先の取引契約を結んでいる先は、それぞれ何先 ありますか(日本銀行との取引を除く)。



■都銀・系統大手 図信託 □地銀 ■外銀 □信金 ■証券 □短資・証券金融 ■機関投資家等 (注)回答のあった145先が取引先との間で結んでいる契約数の累計値。

(出所) 日本銀行「金融市場レポート(追録) 短期金融市場の機能向上に向けた意見募集の結果」 2007年6月26日

なぜ、リスクコントロール条項や担保差替のない取引契約があるのだろうか。こうした契約は、新現先取引に

関する証券業協会の理事会決議に違反しないのだろうか。また、基本契約書に反しないのだろうか。

3 現先取引の理事会決議と基本契約書

うに定めているか、検討してみよう。 疑問を解決するため、新現先に関する理事会決議「債券等の条件付売買取引の取り扱いについて」ではどのよ

する事になっている(同上、三の(二))。そして、基本契約書では、次の一○項目を記載する事が定められてい 立した時は、その都度、顧客との間で「債券等の現先取引に関する基本契約書に係わる個別取引明細書」を交付 を取り交わす事になっている(理事会決議三の(一))。そして、基本契約書に基づいて個別現先取引の約定が成 まず、現先取引を開始する時は、あらかじめ顧客との間において、「債券等の現先取引に関する基本契約書」

- る (同上、三の (四))。
- ①個別取引明細書の交付
- ②権利移転の時期
- ③繰上げ償還があった場合の措置
- ④売買金額算出比率
- ⑤再評価取引
- ⑥取引対象債券等の差替え
- ⑦担保の管理等

- ⑧外国通貨による支払い方法
- ⑨権利の譲渡、質入れの禁止

基本契約書には、以上の一○項目について記載することを求められている。 ⑩債務不履行が生じた場合の一括清算条項に関する取り扱い 新現先の特徴は、

最初にみたよう

に、 括清算条項とリスクコントロール条項、サブスティチューション条項が設けられた点にあった。

⑥、⑦及び⑧の項目について、顧客との間において取り扱いを予定しない場合は記載を要しないものとする」 ところが、 一〇項目の記載に関して、理事会決議では次のような例外規定を設けている。すなわち、「④、⑤、

(同上、三の(四))。

顧客との合意がえられなければ、マージンコールなし、担保差替えなしの契約も可能、と定めているのである。 の適用、これらの項目の適用については「顧客との合意により…できるものとする」となっている。すなわち、 理事会決議の八. 売買金額算出比率の適用、 九 再評価取引の適用、一〇・ 取引対象債券等の差替え

ていたのである。 括清算条項は必須の項目である。これを除くと、新現先取引と言っても旧現先と同じ内容の約定が可能となっ

サブスティチューションについて詳細に定めている。だが、この基本契約書や付属覚書は、 いということになる。 債券等の現先取引に関する基本契約書」や基本契約書に係わる「付属覚書」では、リスクコンロール条項や 一つの雛形に過ぎな

いのである。 従って、 前掲図表2でみた旧現先と同一内容の現先契約があっても、これは理事会決議に違反するものではな

4 新 |現先の活性化に 向 け 7

追 加的 なシステム対応 /負担 が 根 本 原

銀行の 骸化しているのだろうか。 では、 市 なぜ、 場参加者サー 大きな期待をこめ イで 図表3は、 あ Ź。 て創設され 新 この 現 先が形 点に た新 骸化 関する 現先 7 Н が

> 本 形

る最大の

愛因

は

追

)加的なシステ

ム対応負担

13

あ

Ź

を 口

Ŧī.

挙げて 答のあっ この点につ た一 る。 ĺλ て 金 次 兀 (V で、 先 融 0 市 債券レポとの二重管理を挙げてい 場 V ポ 一四先が追加的なシステム対応 1 追 録) では、 次の よう

にコメントしている。

7 は、 とにマージンコ 過半の る。 多くの 新現先取引を増やしてい 先が ールをおこなう) 先では、 追 加 的 既 なシステ 13 現 担 に合わせたシステ 4 く場合の課題とし 対応負 ポ 個 担 々 0 をあげ 取 引

移 b

行過程は

かえって負担が重くなるため、

現状維持に

契約が並存して

る現状は望ましくないとしても

化をしており、

切替コストが大きいとみられる。

事務処理やシステム化を効率よく行うには、

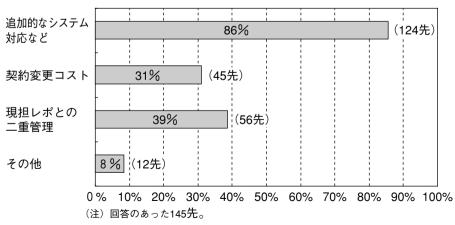
何

種

硩

図表 3 新現先取引拡大のネック

問、今後、現先(マージンコールあり、銘柄差換えあり)の契約や取引を増やして いく場合、貴社にとってネックとなるのはどういった点ですか(複数回答可)。



(出所)「金融市場レポート(追録)短期金融市場の機能向上に向けた意見募集の結果|日本銀行 2007年6月26日

方、『新現先の取引が増加しないのは魅力が乏しいためで、魅力を高めるのが筋』といった指摘も聞かれた』。 推奨していくのであれば、 傾きやすい面もあると思われる。…この点、『現担レポと新現先が混在することは望ましくなく、 マーケット全体が同時期に移行していくことが望ましい』との意見もあった。 新現先を 他

の整備には巨額の費用が必要となる。 テム対応を行うメリットがない、ということである。新現先取引が形骸化している最大の要因は、 レポ取引が行われている。そうであれば、新現先取引で収益の拡大を期待できない低金利の今日、 レポ取引は資金と担保の同時受渡、 担保の時価管理や根洗いが必要であり、こうした事務負担やシステム対応 債券レポについては、こうしたシステム対応が完了しており、 新現先のシス コスト負担に 債券レポで

ある。では、事務体制やシステム対応について、どのような対応策が考えられるだろうか。

事務体制やシステムの充実に関する参加者の意見

る。 以上の点に関して「金融市場レポート(追録)」では、調査対象先からの寄せられた意見を整理し紹介してい 主なものを挙げてみよう。

化してゆくべきと考えます。具体的には、クリアリングサービスの発達を促す制度対応や、トライパーティ 中長期的には諸外国の制度を参考にして、 いポの普及を促すための市場参加者のシステムインフラの拡充など、中長期的観点から取り組んでゆく必 本邦債券レポ市場の市場インフラを高度化し市場取引をより活性

要が有ると考えます。〈都銀・系統大手〉

外銀にとって、資金ニーズの拡大ほどには、クレジットラインの拡大が望めない中で、一般債や株式を担保 にした資金取引市場の整備が急務であると考えます。幅広い市場参加者を得るためには、受渡、担保管理事

務の軽減は必須条件で、トライパーティーレポの取引慣行整備が望まれます。〈外銀

- 能性は高まると思われます。〈地銀 (一般論として) 参加者の事務負担が外部委託などによって大幅に軽減されるのであれば、 今後参入する可
- 証券 リスク管理、受渡管理、 一般論としては、 事務代行サービス、決済代行サービス等の拡充が有効であると思われます。各社が個別に 担保管理、リスク管理の体制・システムを構築するのは難しいでしょう。 へ外資系
- 運用利回り対比でのインフラ整備コスト(人員・システム投資)が大きく、資金運用側となる地銀等の参入 者については徐々にレポ市場に取引をシフトしていくと考える。 が進みにくいのが現状であるが、バーゼルⅡ導入により、 有担保コールの利便性が低下した為、 一部の参加

が必要条件になると考える。〈都銀・系統大手〉 但し、 本格的に参加者層の裾野を拡大していく為には、バックオフィス事務の代行サービス機関等の普及

SCレポとGCレポのスプレッドが拡大し、レポ市場参入に興味を示した投資家がレポ市場に参入してくる 必要になってくると考える。〈都銀・系統大手〉 際の市場参入障壁を低くするため、 事務負担を軽減するシステム、 事務代行を活用しやすいシステム作りが

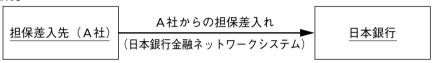
当面の対応と長期的課題

三日、「日本銀行に対する国債担保の差入れ・払出し事務の外部委託可能性に係わる今後のスケジュールにつ |短期金融市場フォーラム」や「市場参加者サーベイ」での意見等を取り入れて、日本銀行は二〇〇七年七月

本銀 グが 題で 引 表 むとして、二〇〇 の差入れや を軽減する 性化するには、 ころから課 などのアウト て 葆 \vdash を 4 行は ぁ 必要であろう。 参照 の管 0 活 0 る。 を発表した 軽 あ Ť 新 性 実現 減 理 ス 現 ŋ 化する 題に 払出 には など事 テ 事 先取引を活 が 0) IJ 可 務 新 1 コ 現 すなわ 取 能 J ス 0 チ 1 先取 事 務 'n なと ス 担 0 ユ ル 図 組

図表 4 国債担保の差入れ・払出し事務の外部委託可能性の概要 (日本銀行への担保差入れを行う場合)

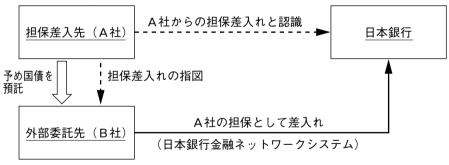
[現行]



担保差入先(A社)は、日本銀行に担保を差入れる場合には、自らその 事務を行う必要。

──この場合、担保となる国債は、国債振替決済制度上のA社の参加者口座(自己口I・II)から、日本銀行の参加者口座(自己口II・IV:質権の目的である国債を記録する口座)に振替えられる。

[メンテナンス後]



担保差入先(A社)は、外部委託先(B社)に予め国債を預託。A社は、B社に担保差入れを指図し、B社が、A社から預託を受けた国債をA社の担保として日本銀行に差入れることが可能となる(日本銀行では、A社からの担保差入れと認識)。

- ――この場合、担保となる国債は、国債振替決済制度上のB社の参加者口座(預り口I・II)から、日本銀行の参加者口座(自己口II・IV)に振替えられる。
- (出所) 日本銀行「日本銀行に対する国債担保の差入れ・払出し事務の外部委託可能性に係わる今後のスケジュールについて | 2007年7月13日

サービス等の拡充が必要という要望が寄せられていた。日銀の対応は、この要望に応えるものである。 トソーシングの可能性の検討を開始した。 早ければ二〇〇八年一二月頃に、 市場参加者の意見にもみられたように、 レポオペ先が日本銀行に国債担保の差入れや払出し事務に関するアウ 事務代行サービス、 決済代行

ディ 引参加者の意見にも、こうした課題を問題にしていた。七月一三日に発表された日本銀行の検討は、 保に関する取引コストが大きい事が背景にある。…米国レポ市場は、担保の受渡や管理コストを安全で効率的に トソーシングを行う為のクリアリング・バンクの普及、トライパーティ・レポの普及、トライパーティ・レ でどのようにすすめられてきたか、を紹介している。例えば、債券の受渡や管理等のバックオフイス事務のアウ 行うための工夫の積み重ねにより、 (システム、人員)を整えていないことを理由にレポ取引に参加していない先が少なくないのは、このような担 「レポ取引は有担保取引であることから、担保の受渡や管理コストが大きい。 一月に発表された日銀の調査論文「米国短期金融市場の最近の動向について」において、 前 ーラー間 回レポ ートの繰り返しになるが、長期的な課題としては、アメリカの経験から学ぶことも重要である。 .のレポ取引で行うGCFレポの導入、電子取引化・STP化の普及などを挙げてい 発展してきたと言ってよい」。そして、 レポ市場のインフラ整備 わが国において、 次のように述べている。 る。 事務処理体制 長期的 がアメリカ 前述した取 ポを

注

の第一歩ということができよう。

1 GC取引、SC取引に関する統計資料はないが、日本銀行のレポ取引に関するアンケート調査によって、この取引の 実態が解明された。アンケート調査の内容は、「金融市場レポート」の「追録」で公表されている。「追録」のある金

六年七月の政策金利引上げ後の短期金融市場の動向」(二〇〇七年一月)、「短期金融市場の機能向上に向けた意見募集 融市場レポートは、次のレポートである。「量的緩和政策解除後の短期金融市場の動向」 (二○○六年七月)、「二○○

☆) 金融市場レポート(追録)「の結果」(二○○七年六月)。

2 金融市場レポート(追録)「短期金融市場の機能向上に向けた意見募集の結果」(二〇〇七年六月)は、三月一日に日 本銀行が開催した「短期金融市場フォーラム」で取り上げられた論点について市場参加者サーベイを行った調査であ

3 る。このサーベイによって、新現先の契約内容の実態が明らかになった。 『金融市場レポート(追録) 短期金融市場の機能向上に向けた意見募集の結果』日本銀行 二〇〇七年六月二六日

<u>4</u>

同 上

別紙一 一~二頁

(なかじま まさたか・特別嘱託研究員)